

誰もが安心して住み続けられる 福智町 にするための...

「見守り活動」

超高齢社会を突き進む今 安否不明な高齢者も急増

超高齢社会を突き進む中、世帯の形態も変化し、ひとり暮らしの高齢者数が急増する現在。2015年に全国で約625万人だったひとり暮らしの高齢者数は、2040年には約896万人に増加すると予測されています。このような現状に加え、地域のつながりも希薄になりつつある近年、生活状況が見えにくい、安否不明な高齢者数も年々増加しています。

町内外47企業と連携して 地域の見守り体制構築中

このような状況でも、誰もが安心してこの町に暮らし続けられるよう、福智町では「見守りネット

トワーク協定企業」に加盟する、新聞販売店や商店、ガソリンスタンドなどの町内外47社と連携し、日頃からの見守り活動を行っています。この取り組みは、加盟企業が日頃の業務を行う中で地域住民などに何らかの異変を感じた場合、社会福祉協議会や町へ状況を通報し、地域の協力者や関係機関などと連携して必要な支援を実施するというものです。この活動が功を奏し、昨年12月には、一人の尊い命が救われています。

その他にも、地域包括支援センターなどの関係機関と連携した「声かけ見守り訪問」などにも取り組む福智町。今後も、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の安否確認を含めたさまざまな施策を展開しながら、地域の見守りネットワーク体制構築に向けた取り組みを進めていきます。

New Topic! 地域の見守りネットワーク生かし尊い命を救助

昨年12月に町内で発生した、ひとり暮らし高齢者の安否不明事案について——

昨年12月、「見守りネットワーク協定企業」に加盟する新聞配達店の仲上直樹さんから「4・5日分の新聞がたまっていて、安否確認できない人がいる」と連絡を受け、役場職員も安否不明者の自宅に急行。仲上さんと職員で必死に呼びかけますが応答はなく、安否確認できずいたところ、異変に気づき駆けつけた隣家の立花



↑写真④から黒土孝司町長、仲上直樹さん、立花孝一さん、竹下靖副町長。

孝一さんの協力を得て、室内で倒れている本人を発見・救急搬送に至りました。地域の見守りネットワークがなく、対応が遅れていたなら救えなかった命。迅速・的確な勇気ある行動で、一人の尊い命が救われました。この人命救助活動をたたえる表彰式が令和6年2月27日に行われ、黒土町長から直接感謝状と記念品が授与された仲上さんと立花さん。今回の経験から、仲上さんは「今後も関係機関や従業員と連携を深め、地域の見守り体制を強めていきたい」と語り、立花さんは「日頃から近所に暮らす高齢者などの異変を感じ取れるよう、地域のつながりをより一層深めていきたい」と力を込めました。

高齢者数の急増と共に、安否不明な高齢者数も年々増加する現在。福智町では、誰もが安心していつまでも暮らし続けられるよう、関係機関等と連携した日頃からの見守り活動を展開しています。今回は、町内外47の「見守りネットワーク協定企業」と連携した取り組みと、昨年12月にあった人命救助の実例をご紹介します。

問 役場 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係 ☎22-7762

パートナーシップ宣誓制度を 利用したサービスを開始。

福智町では、町民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指しています。その取り組みの1つとして「福岡県パートナーシップ宣誓制度」などとの連携を開始。「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を所持するカップルは、令和6年3月から福岡県だけでなく福智町でもさまざまな行政サービスを受けることができます。

「福岡県パートナーシップ宣誓制度」とは

「福岡県パートナーシップ宣誓制度」は、双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において互いに協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。県では、性的少数者の人が、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人と安心して生活できる県づくりを目指して、令和4年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付要件

- 双方がともに成年(満18歳)に達している ● 近親者同士ではない
- 配偶者がいない ● どちらか1人が福岡県内に住所を有している、または転入予定

※申請には、住民票の写しや独身証明書などが必要になります。詳しくは福岡県福祉労働部権・同和対策局調整課調整係までお問い合わせください。また、→県ホームページでも確認できます。

※福智町ではパートナーシップ宣誓の受付はできません。ご注意ください。

問 福岡県福祉労働部権・同和対策局調整課調整係 ☎092-643-3325

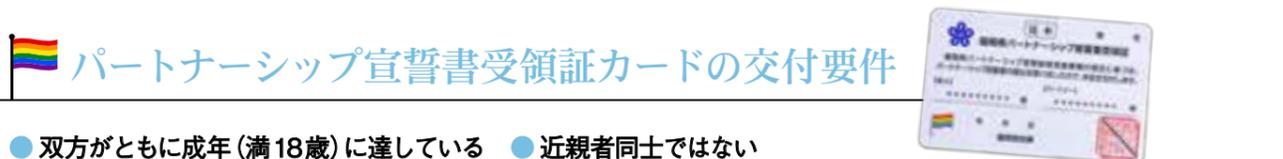
福岡県や福智町で受けることのできる行政サービス

福岡県ではパートナーの人が家族同様に県営住宅の入居申し込みや、医療機関の病状説明・治療方針の同意など、独自の行政サービスを受けることができます。制度の詳細は、県HPをご確認ください。また、福智町では「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カード」を所持する人、または県と協定を結び独自で「パートナーシップ宣誓制度」を導入している市や町で交付された「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を役場窓口で提示することで、次の行政サービスを受けることができます。

- 障がいのある人に対する軽自動車税減免申請
障がいのある人と同居しているパートナーが、障がいのある人に使用する軽自動車など(1台に限る)の減免申請が可能。
- 住民票への記載：住民票における、世帯主との続柄の記載を「縁故者」とすることができます。
- 母子手帳の交付：妊婦本人に交付できない場合、パートナーが代理申請し交付することができます。
- 要介護認定申請：要介護認定についてパートナーが代理申請することができます。

※制度の認知や理解が広まることで、今後可能な手続きが増えていくものと考えています。

問 福智町役場 人権推進課人権推進係 ☎22-7764



↑県HPはこちらから制度の詳細もこちらからご確認ください。